

生活保護のしおり



飛騨市福祉事務所

飛騨市古川町若宮2丁目1-60

TEL : 0577-73-6233

FAX : 0577-73-3604

◆◆◆も く じ◆◆◆

ハ° -ジ°

1. 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 保護の原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 生活保護を受けるには・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 生活保護の相談から決定・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 生活保護の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6. 生活保護を決めるには・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
7. 生活保護を受けた場合のきまり・・・・・・・・ 7
8. 生活保護費の支払と返還・・・・・・・・・・・・ 9
9. 医療機関を受診するとき・・・・・・・・・・・・ 10
10. 介護が必要なとき・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
11. 保護受給中に免除されるもの・・・・・・・・ 10
12. 福祉事務所(各振興事務所)の職員と協力員・・・・・・・・ 11
13. 調査にあたって提示をお願いする書類・・・・・・・・ 12

1 生活保護とは

日本国憲法第25条（生存保障権）に規定する理念に基づき、国が生活に困っているすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて国の責任で健康で文化的な最低限の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

一生懸命働いても生活ができない、病気や事故などのため収入がなくなるなど、さまざまな事情で生活に困っている場合は世帯を単位として、その足りない部分だけ保護を受けることができます。

2 保護の原則

①申請保護の原則

保護は本人、その扶養義務者（直系の祖父母・父母・子・孫）または同居の親族の申請により行えます。

②基準・程度の原則、必要即応の原則

保護の金額は、国において決定された基準により定められ、年齢・世帯構成・所在地・健康状態などにより、それぞれに必要な保護を有効かつ適切に行います。

③世帯単位の原則

生活保護は、同居している世帯を単位として行います。

3 生活保護を受けるには

生活保護法では、日本国民を対象として生活に困っている人が、次のようなあらゆる努力をしても、自力で生活を維持できない場合に、生活保護を受けられると定めています。

①能力の活用

●働ける人は能力に応じて働いてください。

(働ける能力があり仕事もあるのに働かない人には保護は受けられません)

②資産の活用

●世帯の資産など活用できるものは生活のために活用してください。

資産の活用とは

現金、預貯金、土地、家屋、生命保険、有価証券、車、貴金属など売却・処分などして生活費にあてること。

※車の所有については、車を利用しての定期的な医療機関の通院受診が必要な場合など、一部保有が認められる場合があります。

③扶養義務者の援助の活用

●親・子・兄弟姉妹、親戚などの扶養義務者から生活に支障のない範囲内で、できる限りの援助を受けて下さい。援助してくれる扶養義務者がいる場合は、その援助を受けるよう努めてください。

④他方・他施策の活用

●他の法律・制度で受けられるものは、すべて受けてください。

他の法律・制度とは

各種年金、傷病手当、雇用保険、児童手当、児童扶養手当、労災保険など受けられるものがあれば手続きをとること。

4 生活保護の相談から決定まで

相談



本人か家族が福祉事務所又は各振興事務所市民福祉係に相談に来て下さい。やむをえない場合は、親類等事情のよくわかる方が来てください。

申請手続



申請は、本人、その扶養義務者または同居の親族によりおこなうことができます。生活保護申請書などを提出していただくとともに必要書類を添付してください。
(扶養義務者・直系の祖父母・父母・子・孫)

調査



申請手続きが済みますと、暮らし向きなどを具体的に知るために、福祉事務所の地区担当員が家庭訪問をします。保護を決めるため必要な事からをお聞きしますのでありのままをお話ください。
(調査内容は固く守られます。)

決定

調査にもとづき、国が定めている基準をもとに生活保護が必要かどうか決定します。生活保護が受けられるかどうかについては、原則として申請の手続きをした日の翌日から14日以内に通知します。
(特別の場合でも30日以内に通知します)

5 生活保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国の定めた基準により世帯の必要に応じて受けることができます。

- ①生活扶助・・食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
- ②教育扶助・ 学用品、教材費、給食費、学級費など義務教育のための費用
- ③住宅扶助・ 家賃、地代や住宅の補修など住宅に関する費用
- ④医療扶助・・ケガや病気の治療をするための費用
(通院費、コルセット、眼鏡、看護料を含む)
- ⑤介護扶助・・介護を受けるための費用のうち介護保険から支給されない費用
- ⑥出産扶助・ お産をするための費用
- ⑦生業扶助・・自立のために技能や技術を身につけるための費用
- ⑧葬祭扶助・・葬儀の費用

せいかつ ほ ご かさん
※生活保護加算

- ほしかさん 母子加算
- にんさんぶかさん 妊産婦加算
- しょうがいしゃかさん 障害者加算
- ろうれいかさん 老齢加算
- じどうよういくかさん 児童養育加算
- ほうしゃせんしょうがいしゃかさん 放射線障害者加算
- ざいたくかんじゃかさん 在宅患者加算

いちじふじょ いちじてき じゅよう おう ぶんじょ
※一時扶助（一時的な需要に応じるための扶助）

- ひふくひ 被服費
- がくどうふく 学童服
- かし 貸おむつ
- また せんたくだい 紙おむつ
- かみ 髪

ぶん ぶん ぶん ぶん ぶん
ぶん とん（再生か新規購入）など

- か く じゅうきひ 家具什器費
- すいじようぐ 炊事用具
- しょっきだい 食器代
- あら 新たに
- しかつ 自活の場合
- ばあい 持合せがない時
- もちあわ とき
- いそうひ 移送費
- てんきょ 転居
- にゅうたいいん 入院
- にくしん 肉親の葬式
- そうしき 葬式
- い 行く
- こうつうひ 交通費
- なご
- にゅうがくじゅんびきん 入学準備金
- しょうがっこう 小学校
- ちゅうがっこうにゅうがく 中学校入学の際
- さい 入学準備のために必要な費用
- にゅうがくじゅんび 費用
- ひつよう ひよう
- た その他
- てんきょ 転居する場合の敷金
- ばあい 礼金
- しききん 礼金
- れいきん 礼金
- うんそうひ 運送費
- けいやくこうしんりよう 契約更新料
- はいでんせつびひ 配電設備費
- や
- げすいどうせつびひ 下水道設備費
- しゅうろうじりつきゅうふきん 就労自立給付金
- しんがくじゅんびきゅうふきん 進学準備給付金
- など

しきゅう いったい じょうけん ちく たんとういん そうだん
いずれも支給には一定の条件がありますので、地区担当員に相談してください。

ほご へんこうしんせい げんそく しんせい てつづ ひ よくじつ かいな
※保護の変更申請については、原則として申請の手続きをした日の翌日から14日以内に
しきゅう かひ つうち
支給の可否を通知します。

へいせい しんせつ しんがくじゅんびきゅうふきん げんそく しんせい てつづ ひ よくじつ
※平成30年に新設された進学準備給付金については、原則として申請の手続きをした日の翌日
かいな しきゅう かひ つうち しゅうろうじりつきゅうふきん どうよう
から14日以内に支給の可否を通知します。（就労自立給付金についても同様）

6 生活保護を決めるには

●生活保護費の決め方

生活保護は、世帯ごとに適用します。世帯全体の収入が国で定めている生活保護基準の額に比べて不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給されます。世帯全体の収入が、この基準を超えるときは生活保護費は受けられません。

●収入

本人や家族が働いて得た収入、年金、手当など世帯全員の全ての収入をいいます。対象となる収入はつぎのようなものがあります。

就労に伴う収入・・・給与・日雇収入・農業を営んで得た収入・その他の事業で得た収入など。

就労に伴わない収入・・・年金・恩給・基金・手当・仕送り・贈与・財産収入など。

その他の収入・・・不動産の処分による収入・保険金または解約返戻金など。

※臨時収入があった場合には、少額でも必ず地区担当員に申告してください。なお、働いて得た収入については必要経費（交通費・社会保険料及び仕入れ代金など）を除いたほか、その額に応じて勤労控除が認められています。

保護が受けられる場合

（収入が最低生活費に満たないとき）

さいていせいかつひ 最低生活費		
しゅう 収	にゅう 入	ほごひ 保護費

保護が受けられない場合

（収入が最低生活費をうわまわるとき）

さいていせいかつひ 最低生活費	
しゅう 収	にゅう 入

7 生活保護を受けた場合のきまり

生活保護は最低生活を維持するためのものであり、また、その費用はすべて国民の税金によってまかなわれています。

よって、生活保護を利用される方には権利が与えられる一方、義務も課せられています。

●権利（保護を受ける権利として保障されること）

- 1、正当な理由がなければ、すでに決定された保護の内容を不利益に変更されることはありません。
- 2、生活保護費により支給されたものには、税金が課税されることや、差し押さえられたりすることはありません。

●義務（保護受給中に守っていただくこと）

- 1、生活保護を受けている権利を、他人に譲り渡すことはできません。
- 2、働ける人は能力に応じて働いてください。かけごとやパチンコなどの遊興を慎み、計画的に保護費を使わなければなりません。
- 3、活用できる資産、年金、手当等は活用してください。恩給や年金はまず生活費にあてるものです。保護を受けている時は恩給や年金を担保に銀行などから借り入れをすることは原則できません。金銭の借り入れをされた場合は直ちに福祉事務所に届け出る必要があり、その借り入れを収入とみなし保護費の減額（額によっては廃止、停止）を行うことになります。
ただし、奨学金等の一部の貸付金は認められる場合があるので、事前に福祉事務所にご相談ください。
- 4、家庭に変わったことがあったときは届け出てください。
給料（パート収入、高校生のアルバイト収入等含む）賞与などの収入があったとき。
 - ・国民年金、厚生年金、各種手当があったとき。

ねんきん おんきゅう しおく えんじょなど がく か
• 年金、恩給、仕送り、援助等の額が変わったとき。

しゅうしょく てんしょく かぞく ひと てんにゅう てんしゅつ
• 就職したり転職したときや家族の人の転入、転出などある
ときや病気、ケガなどで入院したり、退院したとき。

せいかつ じょうたい か
• そのほか生活の状態が変わったとき。

せいかつ いじ こうじょう おこな ふくしじむしょ しどう しじ したが
5、生活の維持、向上のために行う福祉事務所の指導、指示には従
って下さい。また、収入申告書・日誌は毎月提出して下さい。

じどうしゃ ほゆう たにんめいぎ じどうしゃ しょうきんし
6、自動車の保有と他人名義の自動車の使用禁止

くるま ほゆう くるま りよう ていきてき いりょうきかん つういん
車の保有については、車を利用しての定期的な医療機関の通院
受診が必要な場合など、一部保有が認められる場合があります。

しんせいじ そうだん
申請時にご相談ください。

ねん かいしさんしんこく ひつよう
7、年に1回資産申告が必要となります。

8 生活保護費の支払と返還

●生活保護費の支払方法

①原則、毎月指定された銀行から支払う

②福祉事務所の窓口で直接支払場合もあります（生活保護支給通知書・印鑑持参）

※支給日については福祉事務所へおたずねください。

●生活保護費の返還

①収入が増えたり家族数が減ったり入院したりして生活保護費が払いすぎになってしまったときは、払いすぎたお金を返してもらいます。

②資力がありながら保護を受けた場合、生活保護費を返還していただきます。例えば年金、手当などがさかのぼって支給されたときや生命保険などの保険金等を受け取ったとき。（生活保護法第63条）

③届出の義務を故意に怠ったり、偽りの申告をしたなど不正な手段により保護を受けた場合には不正受給としてそれまでの生活保護費の費用徴収や法律によって罰せられることがあります。

----- 決定事項に不服がある時 -----

決定内容に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます。（決定があった日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）

この決定の取り消しの訴えを提起することができます。（決定があった事を知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、決定のあった日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

9 医療機関を受診するとき

- 生活保護を受けると国民健康保険証等は使えなくなります。医者にかかるときは、印かんを持って福祉事務所または各振興事務所福祉担当までおいでください。「診療依頼書」をお渡ししますので、それを持って医療機関にいけば治療を受けられます。ただし、原則として治療を受けられる医療機関は生活保護の指定医療機関です。（指定医療機関は福祉事務所におたずねください）
- 休日・夜間・急病などで「診療依頼書」を持たずに医者にかかった場合は、できるだけ早く福祉事務所へ連絡してください。病院や診療所のほか調剤薬局で薬を処方してもらったときも福祉事務所へ連絡してください。
- 会社の健康保険証の人も自己負担分について「診療依頼書」が出ます。

10 介護が必要なとき

- 65歳以上の方で介護が必要な場合は、地域包括ケア課介護保険係（各振興事務所介護保険担当）に認定の申請をして、介護認定を受けます。介護が必要と認められると、必要の度合いに応じて受けられる介護の内容を決めます。介護サービスにかかる費用のうち、介護保険から支給されない分（自己負担額等）が介護扶助の対象となりますので、介護扶助の申請をしてください。

11 保護受給中に免除されるもの

- ◆NHK放送受信料 ◆住民税・固定資産税等 ◆国民年金保険料
- ◆心身障害者扶養年金

※このほかにも制度によって免除制度があるので地区担当員におたずねください。

12 福祉事務所（各振興事務所）の職員と協力員

●各振興事務所福祉担当員

相談者が初めて福祉担当窓口に来所されたときには、福祉担当員が相談に応じています。相談内容を福祉事務所の地区担当員へ引き継ぎ地区担当員が改めて訪問します。地区担当員の仕事は、相談内容をお聞きし他の制度が使えるかの助言指導や生活保護の申請を受け付けることです。

入院中等で来所できない場合は地区担当員にご連絡ください。

●地区担当員「福祉事務所」

各振興事務所等で受理した生活保護申請や、救急隊等からの連絡により直接家庭訪問または病院等に訪問します。地区担当員は生活保護の申請内容の確認及び関係先調査等の保護の決定に必要な調査を行います。また、地区担当員は生活保護を受けている世帯の生活状況を把握するため定期的に家庭訪問をしています。

●協力員（民生委員）

民生委員は地域ごとにおかれ、福祉事務所の仕事に協力していただく方です。家庭のことや子供のことなどについて、よき相談相手となっていていろいろな問題の解決に協力してくれます。秘密を守りますから困ったことがありましたら気軽に相談してください。

13 調査にあたって提示をお願いする書類

種類	書類の名称	チェック
① 資産関係	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の預金通帳（記帳済のもの） 加入している生命保険等の証書 自動車、バイクの車検証または標識交付証明書 保有・相続できる土地、家屋などの関係書類 その他資産に関する書類 	
② 収入関係	<ul style="list-style-type: none"> 給与明細書（前3ヶ月） 各種手当の支給通知書 各種年金の証書及び支払通知書 その他収入に関する書類 	
③ 住宅関係	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の契約書、現在の家賃が記載された書類 	
④ 保険証	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 障がい者手帳 母子医療受給者証 高齢医療受給者証 精神障害者保険福祉手帳 介護保険証 療育手帳 外国人登録証 	
⑤ その他	<ul style="list-style-type: none"> 認め印 公共料金などの支払確認書類 扶養義務関係書類 毎月の経費などの領収書（医療費、光熱費など） 	